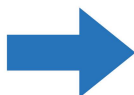


有線放送電話廃止 ⇒ 戸別受信機を設置します。

有線放送電話は、昭和51年に運用を開始していますが、近年では、携帯電話等の普及に伴い、年々有線放送電話の加入者が減少傾向にあり、令和2年度末の有線放送電話の加入率は 33.78%であり、町民の半数以上が屋内で情報を得られない状況となっています。また、有線電話部品の製造中止により継続できない状況もあります。

金武町において地震や風水害等の緊急時に町民の生命及び財産の安全を守るために、町内全域への迅速かつ的確な情報発信手段を確保するために、有線放送電話を廃止して、新たに戸別受信システムの整備を進めていくこととしています。

有線放送電話
(令和4年度以降廃止)



取付予定の
戸別受信機

現在、町では有線放送電話を廃止（廃止は令和4年9月以降）し、戸別受信機設置のため、設置に伴う同意確認を行っております。以下のとおり、工事業者が各家庭を訪問しますので、町民の皆さまのご対応・ご協力よろしくをお願いします。予め、設置箇所の検討をよろしくをお願いします。

■工事担当区の訪問業者

担当区	担当業者
金武区	(有)山川電工・島電設(株)
並里区 有線放送加入事業者	(有)國場電工 きんメンテナンス(株)
中川区・伊芸区	(有)丸仲電気・(株)Kくりえいと
屋嘉区	(株)丸政工務店・(有)富島建設

■設置同意確認を

令和3年12月から始めています。
(利用料及び取付費用は**無料**です)

左記業者が各家庭を順次訪問いたします。
留守の場合は、連絡票にて確認します。

【今後のスケジュール】

令和3年度～令和4年度にかけて実施

令和4年度（各世帯への設置完了後～）



いまここ

工事業業者が各家庭を訪問し、
設置同意取得
(設置希望者は同意書に氏名を記入して提出)

同意書を提出した家庭に戸別受信機を設置
※戸別受信機は無償貸与となります。
※設置環境により、屋外アンテナの設置が
必要な場合があります。

各家庭への戸別受信機の設置完了後、
運用開始

有線放送電話の廃止手続き(電話の返却)
(有線放送電話契約者のみ)

今後も引き続き広報金武において、戸別受信機の設置に向けて進捗状況等をお知らせしていきます。

戸別受信機設置に関するお問い合わせは [問](#) 金武町役場 総務課 [☎ 098-968-2111](tel:098-968-2111)